

職場内での回覧をお願いします

月協会けんぽ^{2026年} 刊IBARAKI10月号

令和8年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者のみなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



送付時期

令和8年10月下旬から11月中旬(予定)にかけて順次送付いたします。



提出期限

令和8年12月11日(金)



確認の対象となる方

以下のいずれかに該当する被扶養者

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③令和7年中の課税収入額が130万円(60歳以上の場合は180万円、19歳以上23歳未満かつ配偶者でない場合は年間収入が150万円)の金額を超過している方(18歳未満の者や令和8年4月1日以降に認定された者を除く)

※上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

電子申請がおすすめです!

令和8年1月13日より、「電子申請サービス」を開始いたしました。「紙」の申請書によって行われている各種手続きについて、インターネットを通じて、ご自宅のパソコン、スマートフォンを利用して申請することが可能になりました。ぜひご活用ください!

「安心」・「便利」

- ✓ 記入漏れなどのミスを防げます。
- ✓ 正確に申請ができます。
- ✓ 手間、時間、費用が削減できます。
- ✓ 申請後の処理状況が確認できます。

けんぽアプリで電子申請がもっと便利に!

スマートフォンで完結する電子申請に加え、健康に役立つ記事の配信など、便利な機能を続々追加予定です。スマートフォンから電子申請をご利用いただく際はぜひご利用ください。

令和8年度「生活習慣病予防健診等」未受診の方へ

令和8年9月中旬頃に、令和8年度「生活習慣病予防健診等」の未受診者の方を対象に、右枠にあります案内(ダイレクトメール)をご自宅に発送しております。

協会けんぽでは健診機関での受診の他に、公共施設等の会場での受診(出張会場健診)もお選びいただけます。日程等の詳細はDMもしくは協会けんぽ茨城支部のホームページをご確認ください。

生活習慣病予防健診
実施機関一覧
(健診機関)



検診車を用いた
出張会場健診



A4サイズの圧着DMで送付しております

35~74歳の方向け

20・25・30歳の方向け



注意事項

- ・人間ドック健診・生活習慣病予防健診の費用補助は、年度内どちらか1回のみとなります。
(もし協会けんぽの補助を利用して2回目以降の受診をされた場合、後日、健診費用をお返しいただく場合がございます。)
- ・出張会場健診の具体的な実施日につきましては、各申込先にご確認ください。
- ・申込期限は各健診機関により異なりますので、ご確認のうえご予約ください。
- ・健診実施機関・会場の都合により中止または日程が変更となる場合があります。詳細は各申込先にご確認ください。

交通事故などで健康保険を使うときは 「第三者行為による傷病届」をご提出ください

業務外の事由による交通事故など、他人(第三者)の行為によって病気やけがをしたときに健康保険を使って治療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」一式の提出が必要となります。

第三者行為による傷病とは?

交通事故



他人によるケガ



他人の飼い犬に噛まれたなど



「第三者行為による傷病届」

提出書類

- ・ 第三者行為による傷病届
- ・ 事故発生状況報告書
- ・ 同意書
- ・ 示談書の写し ※示談が成立している場合のみ



交通事故の場合、
加えて提出
する書類

- ・ 交通事故証明書
- ・ 人身事故証明書入手不能理由書
※警察への届出を物損(物件)事故として
処理している場合など



示談は慎重に!

健康保険で治療中に示談が成立した場合、損害賠償請求権を放棄したことになり、健康保険で治療を受けることができなくなる可能性があります。示談をするときは、事前に協会けんぽ茨城支部までご相談ください。



労働災害・通勤災害の場合は健康保険が使えません!

業務上や通勤途上でケガをした場合は、労災保険の対象となります。すみやかに勤務先に連絡の上、労働基準監督署へ届け出てください。



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ 全国健康保険協会 茨城支部

〒310-8502 水戸市宮町1-2-4 マイムビル9階

☎029-303-1500(代表) <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

令和8年1月より
電子申請サービスが
スタートしました!

